

## 組合員資格の確認のお願い

組合員の皆様の組合員資格に変動が生じた場合は、定款第14条の定めるところにより、書面にて当JAにお届けいただくことになっております。組合員資格に変動があった場合には、お手数ですが、当JAまで組合員資格の変更をお申し付けくださいますようお願い申し上げます。なお、資格の詳細や組合員資格変更届の様式は、当JA総務課でご確認いただけます。

また、お届けいただいております「お名前」・「ご住所」・「電話番号」等の届出事項に変更が生じた場合や、相続による「名義変更」が必要となった方につきましても、変更手続きが必要となりますので、すみやかに当JAまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。